

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

『質問』

過去に貸倒れ処理を失念した債権の処理方法について

《内容》

関与先のA社（3月決算）は衣料品の卸売りを営んでいます。ある得意先法人が会社更生法の適用を受け、更生手続きの開始の決定が行われていたにも関わらず、A社は、その裁判所の指定する期限までに更生債権（貸付金）の届出を失念していたことが今期（平成29年3月期）に判明しました。なお、更生計画認可の決定は、平成24年1月31日になされています。

このような場合、この貸付金は、今期の貸倒損失として認められますか。

もし、今期の貸倒損失として認められない場合には、何か救済策はありますか。

『答』

ご質問のケースは、平成24年1月31日に更生計画認可の決定が行われていますので、貸付金に係る貸倒損失の計上事業年度は、平成24年3期となります。したがって、今期に計上することは認められないと考えます。しかし、今期の法定申告期限においては、貸倒損失の計上事業年度から5年以内の法定申告期限であるため、平成24年3期の更正の請求が認められます。

（解説）

- 1 更生計画認可の決定又は再生計画認可の決定等の法的整理等により債権が切り捨てられた場合には、債権は法律的、絶対的に消滅するので、その事実が生じた事業年度において貸倒損失として損金の額に計上されます（法基通9-6-1）。
- 2 また、ご質問のケースのように、債権者が更生会社等に対して有する債権で指定された期限までに裁判所に届け出なかったため更生計画に係る更生債権とされなかったものについては、その金額を当該更生計画認可の決定のあった日において貸倒れとすることができるとされています（法基通14-3-7）。
- 3 したがって、ご質問のケースの更生債権は、平成24年1月31日に更生計画認可の決定が行われており、更生計画認可の決定があったときは、更生計画の定め又は会社更生法の規定によって認められた権利等を除き、更生会社は、すべての更生債権等につきその責任

を免れ、株主の権利及び更生会社の財産を目的とする担保権はすべて消滅する（会社更生法204）とされていますので、貸付金に係る貸倒損失の計上事業年度は平成24年3月期となり、今期に計上することは認められないと考えます。

- 4 ところで、平成23年12月の税制改正により更正の請求期限が1年から5年に延長されましたが（通則法23①）、この改正は、改正法の施行日（平成23年12月2日）以後に法定申告期限が到来する国税について適用されます（平成23.12. 2「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」附則36）。

したがって、ご質問のケースの貸倒損失の計上事業年度（平成24年3月期）に係る更正の請求は、今期の法定申告期限においては、貸倒損失の計上事業年度から5年以内の法定申告期限であるため、平成24年3期の更正の請求が認められます。

※なお、税務のチェックポイントQ&Aに関するご質問は受付しておりません。
予めご了承ください。

〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

■■■■■ 著作権 など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。